

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第39条第1項の規定に基づく
自主回収・再資源化事業計画の認定を行いました。

経済産業省及び環境省は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第 60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第39条第1項の規定に基づき、積水化成品工業株式会社から提出のあった自主回収・再資源化事業計画の申請について、令和6年3月6日付けで第3号案件として認定しましたのでお知らせします。

1. 背景

プラスチック資源循環促進法が令和4年4月1日に施行され、同法第39条第1項の規定に基づき、事業者が自主回収・再資源化事業計画及び再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとされています。廃棄物を収集・運搬・処分する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき業の許可が必要とされていますが、認定を受けた事業者は、計画の範囲において、業の許可が不要となり、許可を持たない製造・販売者事業者自らによる回収など柔軟な再資源化事業を実施することができます。

2. 自主回収・再資源化事業計画の概要について

- 認定を受けた者：
積水化成品工業株式会社
- プラスチック使用製品産業廃棄物等を収集しようとする区域：
愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県
- 再資源化を実施するプラスチック使用製品産業廃棄物の種類：
発泡スチロール（ビーズ）、発泡スチロール（シート）※
- 再資源化を実施するプラスチック使用製品産業廃棄物の重量：
2.1t／年
- 再資源化の実施方法：
マテリアルリサイクル
- 再資源化により得られたもの：
PS インゴット、PS ペレット
- 再資源化により得られたものの利用方法
発泡ポリスチレン原料

※発泡スチロール（ビーズ、シート）とは、白色発泡スチロール（家電緩衝材、農産箱、トレー）のこと。

（本資料のお問合せ先）

産業技術環境局資源循環経済課長 田中

担当者：吉川、細川、山口

電話：03-3501-1511（内線 3561）、03-3501-4978（直通）